

後発事象に関する会計基準の策定について

1. 経緯

我が国では、後発事象に関する会計基準は存在しないが、監査の基準や実務指針等（例えば、JICPA 監査・保証実務委員会報告第 76 号「後発事象に関する監査上の取扱い」（以下、JICPA 報告））において、後発事象の定義や取扱いなどが規定されており、それらの監査の基準等によって実務が行われている。

一方、国際財務報告基準（IFRS）や米国会計基準では「後発事象」に関する包括的な会計基準（IAS 10 号、FASB-ASC Topic855）があり、後発事象の定義（どの時点までの事象を後発事象とするかなど）、会計処理、開示事項等が規定されており、これまでも、我が国において会計基準の策定の必要性が指摘されていた。

本年 8 月 26 日、基準諮問会議から ASBJ に対して、「後発事象の考え方を整理した上で、国際会計基準等と同様に、後発事象の定義、会計処理、開示等を規定する会計基準等を策定することが適切であると考えられる。」とする提言がされた。

2. 検討のポイント

以下では、後発事象に関する主要な点について、我が国の監査基準等における現行の取扱いと IFRS における取扱いを整理した上で、今後検討を要すると考えられる事項を識別する。

定義

我が国の監査基準等における取扱い	IFRS における取扱い
後発事象とは、決算日後に発生した会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす会計事象をいい、このうち、監査対象となる後発事象は、監査報告書日までに発生した後発事象をいう（「JICPA 報告」2.(4)）。	後発事象とは、報告期間の末日と財務諸表の公表の承認日 ¹ との間に発生する事象で、企業にとって有利な事象と不利な事象の双方をいう（IAS10.3）。

公表の承認日に関する例（IAS10 号より抜粋）

企業の経営者が、20X1 年 12 月 31 日終了年度の財務諸表案を 20X2 年 2 月 28 日に完成させる。20X2 年 3 月 18 日に、取締役会は財務諸表を検討し、公表を承認する。企業は、利益及びその他の財務情報の抜粋を 20X2 年 3 月 19 日に発表する。財務諸表は、株主及びその他の人にとって 20X2 年 4 月 1 日に入手可能になる。株主は、20X2 年 5 月 15 日の株主総会で承認し、承認された財務諸表は監督機関に 20X2 年 5 月 17 日に提出される。

この財務諸表は、20X2 年 3 月 18 日（取締役会においてその公表を承認した日付）に公表が承認

¹ 企業は、財務諸表の公表承認日及び誰がその承認を行なったかを、財務諸表に開示しなければならない。企業の所有者その他の者が公表後に財務諸表を修正する権限を有している場合には、企業はその旨を開示しなければならない（IAS10.17）。

されている。

（参考：米国会計基準における取扱い）

後発事象は、「貸借対照表日から財務諸表の公表日又は公表が可能となった日までに生じた事象又は取引」として定義されている（FASB-ASC Topic855）。

SEC にファイリングしている企業については、財務諸表の公表日までに生じた事象又は取引をいい、それ以外の企業については、財務諸表の公表が可能となった日までに生じた事象又は取引をいうとされている。

（検討事項）

策定される会計基準の中で、後発事象の定義について、国際的な会計基準を参考に見直しを行うことを検討することが考えられる。

会計処理（修正後発事象の取扱い）

我が国の監査基準等における取扱い	IFRS における取扱い
<p>監査対象となる後発事象は次のように分類される（「JICPA 報告」3）。</p> <p>(1)財務諸表を修正すべき後発事象 発生した事象の実質的な原因が決算日現在において既に存在しているため、財務諸表の修正を行う必要がある事象（修正後発事象）</p> <p>(2)財務諸表に注記すべき後発事象 発生した事象が翌事象年度以降の財務諸表に影響を及ぼすため、財務諸表に注記を行う必要がある事象（開示後発事象）</p>	<p>後発事象は次の 2 種類の事象に分類できる（IAS10.3）。</p> <p>(a) 報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する事象（修正を要する後発事象）</p> <p>(b) 報告期間後に発生した状況を示す事象（修正を要しない後発事象）</p>
<p>（修正後発事象のうち）、重要な後発事象については、財務諸表の修正を行うことが必要となる（「JICPA 報告」4.(1)）。</p>	<p>企業は、修正を要する後発事象を反映させるよう、財務諸表において認識された金額を修正しなければならない（IAS10.8）。</p>

（我が国における監査上の具体的取扱い）

	会社法監査	金商法監査
個別 FS	<p>・ 計算書類が会計監査人に提出されるまでに発生した修正後発事象 計算書類を修正する。</p>	<p>・ 金商法に基づく監査報告書日までに発生した修正後発事象 財務諸表を修正する。ただし、その事象が</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類が会計監査人に提出された後、会計監査人の監査報告書日までに発生した後発事象 計算書類を修正する。 	<p>会社法監査における会計監査人の監査報告書日後に発生した場合には、当該事象は<u>開示後発事象に準じて取り扱う。</u></p>
連結 FS	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計算書類の会計監査人の監査報告書日から連結計算書類の会計監査人の監査報告書日までに発生した後発事象 <u>開示後発事象に準じて取り扱う。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親会社の会計監査人の計算書類に係る監査報告書日までに発生した修正後発事象（連結子会社等に係るものを含む） 連結財務諸表を修正する ・ 親会社の計算書類に係る監査報告書日後、連結財務諸表の監査報告書日までに発生した修正後発事象（連結子会社等に係るものを含む） <u>開示後発事象に準じて取り扱う。</u>

（検討事項）

現行では、金商法における財務諸表（個別及び連結）、及び会社法における連結計算書類について、会社法における計算書類との単一性を重視する立場から、一定の修正後発事象について開示後発事象に準じた取扱いとしているが、この取扱いを見直すかどうか検討することが考えられる。

開示（開示後発事象の取扱い）

我が国の監査基準等における取扱い	IFRS における取扱い
<p>監査対象となる後発事象は次のように分類される（「JICPA 報告」3）。</p> <p>(1)財務諸表を修正すべき後発事象 発生した事象の実質的な原因が決算日現在において既に存在しているため、財務諸表の修正を行う必要がある事象（修正後発事象）</p> <p>(2)財務諸表に注記すべき後発事象 発生した事象が翌事業年度以降の財務諸表に影響を及ぼすため、財務諸表に注記を行う必要がある事象（開示後発事象）</p>	<p>後発事象は次の 2 種類の事象に分類できる（IAS10.3）。</p> <p>(a) 報告期間の末日に存在した状況についての証拠を提供する事象（修正を要する後発事象）</p> <p>(b) 報告期間後に発生した状況を示す事象（修正を要しない後発事象）</p>
<p>開示すべき後発事象を判断するに当たっては、財務諸表等規則の規定の文言から、次の 3 つの要素に留意する必要がある。（「JICPA 報告」5.(1)）。</p>	<p>財務諸表において認識した金額に対して、修正を要しない後発事象を反映するように修正してはならない（IAS10.10）。</p>

<p>a. 翌事業年度以降の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を及ぼす事象であること</p> <p>b. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼす事象であること</p> <p>c. 決算日後に発生した事象であること</p>	<p>企業は、第 21 項に準拠して追加開示を行う必要があるかもしれないが、当該投資に関して報告期間の末日の額として開示した金額は更新しない（IAS.10.11）。</p>
---	--

（我が国における監査上の具体的な取扱い）

	会社法監査	金商法監査
個別 FS	<p>・ 会計監査人の監査報告書日までに発生した開示後発事象 計算書類に注記する。</p>	<p>・ 金商法に基づく監査報告書日までに発生した開示後発事象 財務諸表に注記する。</p>
連結 FS	<p>・ 会計監査人の監査報告書日までに発生した開示後発事象 連結計算書類に注記する。</p>	<p>・ 金商法に基づく監査報告書日までに発生した開示後発事象 連結財務諸表に注記する</p>

以上のとおり、開示後発事象の取扱いについて、現行の我が国の実務と IFRS の間に、特段の差異は認められない。

3. 今後の検討予定等

検討方法

- ✓ 本検討事項は、会計の分野としては、金融商品や退職給付等と異なり一般的なものであり、また、審議の効率化を図るためにも、専門委員会は設置せず、委員会で対応することとしたい。
- ✓ なお、関係者からの意見を聴取することが必要な場合には、適宜ワーキング・グループ等を設置することで対応したい。

検討スケジュール（暫定）

- ✓ 2010 年 4Q 公開草案の公表
- ✓ 2011 年 1Q 最終基準化

以上